

中央環境審議会自然環境部会第17回鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会

委員意見概要

(1) 鳥獣の管理の強化

- 課題の基本的な考え方について、計画、実行、評価、改善というPDCAサイクルの考え方を踏襲していることが良い点。捕獲の効果を科学的に調査し、評価、改善するという項目が入ることが重要。
- 捕獲目標と計画が整合し、それが減少と結びついているかを見ていことが必要。
- カワウについては、地域的には数も増えている場所があり、被害状況が減っている状況にはないと認識。ニホンザルについても、直近の年度の被害状況を押さえて、検討することが必要。
- 目的（被害軽減など）と管理の手段である捕獲との関連をきちんと評価することが必要。

(2) 鳥獣の保護の推進

- 希少鳥獣に指定することと、その種が地域的に被害を拡大していることにより管理をどうするかという問題は、別次元。前回の法改正で希少鳥獣管理計画制度という新たな制度を作ったのであり、地域で適用すべき。
- 希少鳥獣に指定されていても、希少鳥獣の管理制度を使えば、管理が今でも可能。そのことを踏まえた整理が必要。
- 鉛中毒と鉛汚染の防止の課題が猛禽類のみで示されている。猛禽類が影響を受けやすいのは確かだが、猛禽類に限らず水鳥や、様々な鳥種に一定の影響が出ている可能性がある。より幅広く課題として取り上げるべき。
- 海外の例を見ても、大規模に検査できる野鳥を対象種として、汚染状況のサーベイランスをするというのがセオリー。現在の体制をそのように大きく変え、対策につなげる必要がある。
- 錯誤捕獲がどのような種が錯誤捕獲され、どのぐらいの頻度で起きているかということについて、全国レベルで情報収集することが必要。
- 錯誤捕獲の防止に向けた対策は試行錯誤段階であり、情報交換などがない中で実施していると認識。考えられる対策について整理し、情報提供することが必要。
- 錯誤捕獲の防止のため、ターゲット以外の鳥獣に対してはわなが作動しないような技術開発が必要。また、錯誤された個体を安全に放獣するための体制が必要。

(3) 人材育成

- 捕獲の効果を評価した上で、捕獲事業を指揮、指導できる人材が必要。
- わな猟免許者の役割は重要で、小規模な自身の田畑を守っていく上では、非常に有効な

役割を果たす。一方で、広い地域の個体数調整や計画的な管理といった枠組みの中に、わな猟は位置づけにくい。これからの鳥獣行政の中では、捕獲ツールとして推進していく方向を少し変えていくことも必要。

- 専門的職員の配置状況は、特定計画制度ができて20年が経過し、二極化している。基本指針のレベルではなく、法律事項にする以外に進まない。
- 捕獲にあたっては、錯誤捕獲の防止、死亡事故も起こる危険な作業の実施、捕獲効果の検討など、捕獲者に求められる能力は高い。捕獲従事者にどのような能力がどれくらい必要なのか、そして専門職員の専門的能力としてどのような能力が必要なのかをはっきりさせることが必要。

(4) 感染症

- 課題として、特にSFTSやウエストナイル熱まで取り上げたことは、広く感染症対策に環境行政が乗り出したという意欲の表れとして、評価。一方、具体的な対策につなげていくことは、今までの体制では厳しい。感染症対策に関わる人材の育成、体制整備が、非常に重要。
- 韓国が体制整備したことで、日本に入ってくる前の早期警戒の情報として機能。従来の枠組みを超えた、新たな体制整備というところにまで踏み込んで、この課題を認識していくことが必要。

(5) その他

- 市街地出没への対応については、シカも含めてほしい。都市域への出没は今後も増えることが予想される中、引き続き警察官が対応するのか検討が必要。
- 鳥獣の監視体制、防護柵などの予防措置、住民への啓蒙充実も必要。
- 特定計画に示された都道府県毎の鳥獣の分布や個体数、捕獲数などを数値データとして公開し、都道府県の担当者間で共有し利用できるようにすることは有効。

(以上)